

宍粟市地域おこし協力隊 募集要項

兵庫県宍粟市 市民協働課

宍粟市は兵庫県中西部に位置し、北は鳥取県、西は岡山県と隣接しています。東西方向約 32 キロメートル、南北方向約 42 キロメートルと広く、行政面積は 658.54 平方キロメートルと兵庫県土の 7.8%を占め、その大部分は山林であり、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第二峰の三室山、第三峰の後山という、1,000 メートルを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちです。

また、県下を代表する清流である一級河川の揖保川や日本の名水百選の千種川をはじめ、福知溪谷、赤西溪谷、音水溪谷等の景勝地、日本の滝百選の原不動滝、かおり風景百選の千年藤、花菖蒲園など、豊かで美しい自然資源や風景が、四季折々の風情を織りなしています。

このような自然豊かなまちですが、急激な人口減少や高齢化の進行により地域活力が低下し、地域特有の様々な課題が年々深刻化しています。そこで、人口減少対策や地域資源を活かした産業振興、自主自立をめざしたまちづくりの施策展開を進めているところです。

これからも豊かな自然の中で住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域に新しい力が必要です。地域の皆さんと協力しながら地域活性化に取り組んでいただける新たな人材「地域おこし協力隊員」として活躍してみませんか？



1. 【応募条件】

- (1) 年 齢 20歳以上概ね50歳まで
- (2) 性 別 問いません。
- (3) 生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を宍粟市内に移すことができる方
 - ① 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)及び半島振興法(昭和60年法律第63号)に指定された地域(以下「法指定地域」という。)以外の都市地域
 - ② 3大都市圏以外の政令指定都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)のうち、法指定地域以外の都市地域
- (4) 地域おこし活動や宍粟市での定住に意欲があり、地域の住民、関係団体とともに積極的に活動できる方
- (5) 原則として活動地域内で市が指定する賃貸住居等に居住することができる方
- (6) 普通自動車免許取得者又は取得見込者
- (7) 文章作成（ワード等）・表計算（エクセル等）・インターネット・Eメールを使用できる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当しない方
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (9) その他
既婚、未婚は問いません。

2. 【業務概要】

地域おこし協力隊員は、市の担当部局と調整相談の上、以下の活動内容に従事していただきます。

活動内容	1) 自主自立の地域づくり活動への支援 (自治会・地域づくり団体などとの連携業務、地域行事への参加) 2) 行政関係部署の業務連携支援・連絡調整 3) 地域おこし協力隊員自身の定住・定着に向けた資格取得などの活動 4) 別紙に定める活動(別紙1～6を参照) 5) その他市長が必要と認めた活動
担当部署	1) 総合窓口 宍粟市役所まちづくり推進部 市民協働課 2) 活動分野によって個別の担当課が決まります。 一宮・千種・波賀各市民局まちづくり推進課など

3. 【募集人数】

別紙に定める人数(活動内容により異なります。募集別紙を参照)

4. 【活動場所】

別紙に定める場所(活動内容により異なります。募集別紙を参照)

5. 【活動形態】

原則、活動時間 1日7時間45分 月20日

6. 【身分】

隊員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職となり、「宍粟市地域おこし協力隊員」として宍粟市長より委嘱を受けます。

7. 【報酬】

報酬 月額166,000円

8. 【任用期間・任用形態】

- (1) 宍粟市との雇用契約ではなく、宍粟市の非常勤特別職の地方公務員となります。
- (2) 隊員の任期は1年以内で、最長3年まで延長することができます。
ただし、初年度に年度の途中で任用となった場合は就任の日からその年度の3月末までとなり、翌年度以降は年度単位で延長となります。
- (3) 年度の協力活動の終期(2月頃)に、任意の様式による総括レポートを作成し市長に報告していただきますが、その際に次年度の延長についての協議を行います。

9. 【待遇・福利厚生】

- (1) 社会保険等の加入はありません(国民健康保険税、国民年金保険料は各自の負担となります)。
- (2) 月額報酬に加え、地域おこし活動に要する経費に対し市から予算の範囲内で支援します。
- (3) 活動期間中の災害補償等については、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則により補償します。
- (4) 住宅家賃は市が負担(上限月額50,000円)しますが、光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担となります。
- (5) 活動に使用する車両、パソコン等は市から貸与します。
- (6) 宍粟市に赴任する際の赴任費用は自己負担となります。
- (7) 研修として総務省等が実施する地域おこし協力隊員を対象とした研修などに参加することができます。

ます。その費用は市が負担します。

10. 【応募方法】

「宍粟市地域おこし協力隊申込書（様式1）」に次の書類を添えて、提出してください。

- (1) 住民票（募集日以降のもの）
- (2) 完納証明書（募集日以降のもの）
- (3) 普通自動車運転免許証の写し（裏・表コピー）
- (4) 誓約書
- (5) 企画提案書（※企画提案型の応募の場合のみ）

※（2）は、自治体によっては発行していない場合がありますので、その場合は、領収書等、応募者個人に係る税金すべての納付状況が分かるものを提出してください。

11. 【応募受付期間】

随時受付を行っています。

12. 【選考方法】

- 第1次審査 書類が届き次第随時

「宍粟市地域おこし協力隊申込書」による書類選考を行います。

- 第2次審査 面接審査 1次審査合格後随時 ※個別に調整いたします。

第1次審査合格者を対象に、宍粟市役所で面接審査を行います。

※別紙5の募集の場合は、面接審査の時に企画提案書を元にプレゼンテーションを行っていただきます。

※審査結果についての問合せにはお答えしませんのでご了承ください。

13. 【活動開始日】

4月、9月、12月を開始日の目安としていますが、具体的には第2次審査の合格後、応募者と個別に協議のうえ決定していきます。

14. 【その他】

団体の活動に興味を持ち、詳しく話を聞いてみたい、現地を見てみたいと感じられた方には、応募される前に個別にご案内します。下記担当までメール、電話等、お気軽にご連絡ください。

15. 【問い合わせ・申し込み先】

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

兵庫県宍粟市 まちづくり推進部 市民協働課 担当：福田

TEL 0790-63-3123 Fax0790-63-3064

E-Mail : shiminkyodo-ka@city.shiso.lg.jp

HP : <http://www.city.shiso.lg.jp>

宍粟市地域おこし協力隊申込書

平成 年 月 日

宍粟市長 様

住所
応募者
氏名

印

宍粟市地域おこし協力隊の応募条件を承諾のうえ、次のとおり応募します。

写真を貼る位置

1. 縦 36～40mm
横 24～30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面にのりづけ
4. 裏面に氏名記入

ふりがな						電話 () —
氏名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	年齢	歳	性別		卒業年月 ----- 年 月
ふりがな						
学歴 (最終学歴)						期 間 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月
職 歴	会 社 名	主な職務内容				
資格・免許等	・普通自動車運転免許 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> AT限定 / <input type="checkbox"/> MT) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 取得予定(月 日頃) ・インターネット・パソコン関連の資格 () ・その他の資格 () ※該当するものに☑をつけてください。					
健康状態	アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があれば記入ください。					
特技・趣味、 自己PR等						

地域おこし協力隊に活かしたい私の能力と応募動機		
募集番号	号	取り組みたい活動内容（募集番号1から5を参考にしてお書き下さい。）

※申込書に記載された個人情報は、個人情報保護法に基づき厳正に管理します。
 ※記入欄が不足する場合は、欄を追加してください。